

大紙健発第 11 号

令和 5 年 2 月 20 日

事業主様

大阪紙商健康保険組合

理事長 田中 敏夫

(公 印 省 略)

令和 5 年度の予算成立と事務取扱等について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、令和 5 年度の予算について、去る 2 月 16 日実施の第 134 回組合会で承認され、成立したことをお知らせいたします（詳細は「けんぽだより」春号に掲載します）。

さて、当組合の近年の経常収支は、令和元年度は▲69,729 千円、令和 2 年度は▲6,573 千円、令和 3 年度は▲76,663 千円と 3 年連続で赤字となっています。令和 4 年度は、拠出金（前期高齢者納付金・後期高齢者支援金）の一時的な減少により 80,356 千円の黒字と見込んでいますが、過去 3 年分の赤字額を補填するには至りません。

今後も、「医療の高度化や急速な少子高齢化の進行による医療費の増加」「2025 年に団塊の世代がすべて後期高齢者となることに伴う拠出金の更なる増加」などにより健康保険組合の財政悪化が懸念されています。

このような状況下ではありますが、当組合では、マイナンバーカードの利活用も含めた ICT 化の推進及び保健事業や医療費適正化を中心に保険者機能を更に発揮するように努め、事業主及び加入員の皆様における手続きの利便性向上、健康保持・増進のお手伝いをさせていただきます。

なお、令和 5 年度の保険料率について、健康保険料率は現行の料率（100%）を据え置きます。

介護保険料率については、介護納付金の増加に伴い 17%から 17.8%へ引き上げます。

（参考：令和 5 年度の協会けんぽ大阪支部は、健康保険料率 102.9%、介護保険料率 18.2%）

つきましては、予算成立を受け、別紙「令和 5 年度の手続取扱等について」及び「標準報酬・保険料月額表」をお送りしますので、ご確認の程よろしくお願い申し上げます。

(別紙) 令和5年度の事務取扱等について

○健康保険料率（一般保険料率＋調整保険料率）（令和5年3月分から）

健康保険料率は100‰（事業主51‰、被保険者49‰）で据え置きます。

料率の内訳は以下のとおりです（任意継続被保険者は令和5年4月分から）。

一般保険料率	変更前	変更後
事業主	50.403 ‰	50.378 ‰
被保険者	48.427 ‰	48.402 ‰
計	98.830 ‰	98.780 ‰

調整保険料率	変更前	変更後
事業主	0.597 ‰	0.622 ‰
被保険者	0.573 ‰	0.598 ‰
計	1.170 ‰	1.220 ‰

※ 調整保険料とは、各健康保険組合間の共同事業に要する費用の為の保険料です。
健康保険組合連合会に財政調整事業拠出金として納めています。

○基本保険料率と特定保険料率

一般保険料率（基本保険料率＋特定保険料率）の内訳は以下のとおりです。

基本保険料率	変更前	変更後
事業主	26.699 ‰	31.071 ‰
被保険者	28.534 ‰	29.852 ‰
計	58.233 ‰	60.923 ‰

特定保険料率	変更前	変更後
事業主	20.704 ‰	19.307 ‰
被保険者	19.893 ‰	18.550 ‰
計	40.597 ‰	37.857 ‰

（基本保険料率）加入者に対する医療給付、保健事業等に充てるための保険料率

（特定保険料率）前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、病床転換支援金、退職者給付拠出金に充てるための保険料率

○介護保険料率（令和5年3月分から）

介護保険料率は17‰から17.8‰（事業主8.9‰、被保険者8.9‰）へ0.8‰引き上げます（任意継続被保険者は令和5年4月分から）。

○令和5年度の任意継続被保険者における標準報酬月額の上限

令和4年9月30日における全被保険者の標準報酬月額の平均が、365,975円（令和3年：360,855円）となりましたので、健康保険法第47条の規定により、任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、25等級の36万円となります。

○出産育児一時金の引き上げ（令和5年4月から）

出産に係る経済的負担軽減のために支払われる出産育児一時金について、令和4年度における全施設の出産費用平均額の推計等を勘案し、42万円から50万円に引き上げられます。